

東京大学大学院教育学研究科 博士論文執筆の援助体制について

〈学生配付用〉

博士論文の執筆を促進するために、下記の体制を設けるものとする。

1) 「博士論文計画書」の提出

本研究科の博士課程の学生は、指導教員の承認を受けて「博士論文計画書」を研究科教育会議委員長に随時提出することができる。

なお、課程博士申請の資格を有する者で、本研究科に籍を置く大学院研究生及び日本学術振興会特別研究員（本研究科出身の PD・RPD に限る）も提出することができる。

2) 博士論文指導委員会の組織

研究科教育会議は、「博士論文計画書」にもとづいて博士論文指導委員会の設置を承認する。

博士論文指導委員会は、3名以内（指導教員を含む。）で組織される。ただし、その3名は原則として本研究科教員（客員教員・大学院担当教員を含む）とする。博士論文指導委員会の期間は3年以内とする。

3) 博士論文指導委員会の役割

博士論文指導委員会は、学生の執筆を原則として集団的に指導して、博士論文の早期完成を援助することを役割とする。

＜備考＞

「博士論文計画書」を提出後、研究計画等の変更を希望する学生は、「博士論文計画書」を提出し直すことができます。